

契約締結前交付書面および約款・規程集

—口座開設およびお取引にかかる重要事項—

あらかじめお読みください

- 投信総合取引契約に関するご説明
- 投資信託受益権振替決済口座管理契約のご説明
- 「金融サービスの提供に関する法律」に基づく重要事項のご説明
- 勧誘方針
- プライバシーポリシー
- 特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針
- 反社会的勢力に対する基本方針
- 特定口座内保管上場株式等保管委託契約
- 未利用口座の管理手数料の取扱いについて
- 約款・規程集

この冊子には、fundnoteの投資信託を直接販売によりお取引いただくにあたっての重要事項が記載されています。お申込みの前に必ずご覧いただき、内容を十分にご確認ください。

投信総合取引契約に関するご説明

(本書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。)

【契約締結前交付書面】

投信総合取引契約の締結にあたっては、本書面の記載事項を十分にお読みいただいたうえで、お申込みください。

■ 本契約に係る手数料など諸費用について

「投信総合取引約款」に基づく投信総合取引契約の締結に係る費用はありません。ただし、「投信総合取引約款」や「未利用口座の管理手数料の取扱いについて」に定める手続等の費用として、場合により事務取扱手数料や口座管理料等をご負担いただくことがあります。

■ 本契約へのクーリング・オフ制度の適用

投信総合取引契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定に定めるクーリング・オフ制度（所定期間内の書面による契約解除）の適用はありません。

■ 投信総合取引契約の概要

当社において取扱う投資信託の直接販売によるお取引にあたりましては、お客様と当社との間で「投信総合取引約款」に基づく投信総合取引契約を締結させていただきます。当該契約は、投資信託のご購入・ご解約のお申込み、電子交付、振替決済等各種サービスのお取扱いについて定めております。詳しくは、投信総合取引約款等をご参照ください。

■ 当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、金融商品取引法第28条第4項の規定に基づく投資運用業、および金融商品取引法第28条第2項の規定に基づく第二種金融商品取引業です。

当社において、お客様に投資信託をお取引いただく場合、以下のようなお取扱いとなります。

- お取引にあたっては、投信総合取引口座、投資信託受益権振替決済口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文に際し、原則として、あらかじめ当該注文に係る代金の全額を当社が指定する銀行口座にご入金いただいたうえで、お客様にご購入される投資信託を選択していただくことで、ご注文をお受けします。
- お申込みをされたお取引が成立した場合には、「取引報告書」をお客様に交付します。

- お取引をいただいたお客様（受益者）には、お客様のお取引内容およびお取引後の投資信託の残高を記載した「取引残高報告書」を3ヵ月ごとに(直近に「取引残高報告書」を作成した日から過去1年間、お客様との間で「お取引」が成立していない場合であって、投資信託の残高があるときは、当社所定の時期に年1回以上)作成し、交付します。
- 当社がお客様の金銭をお預かりする期間が一定期間を超えた場合、原則として当該金銭をお客様へ返金させていただきます。
- 当社がお客様に対して交付する書面のうち一定のもの（対象書面）については、「電子交付サービス利用規程」の定めに従い、電子交付の方法により交付いたします。これにご同意いただけない場合、投信総合取引口座、投資信託受益権振替決済口座の開設はできませんのでご注意ください。対象書面およびその他の電子交付の詳細については「約款・規程集」の「電子交付サービス利用規程」をご覧ください。

■ 投信総合取引契約の解約事由

投信総合取引契約は、次のいずれかに該当したときは、解約されます。

- (1) お客様から、当社の定める方法により投信総合取引口座解約のお申し出があったとき
- (2) お客様が日本国内の居住者でなくなる場合若しくは非居住者となった場合（ただし、当社が別に定める取扱いにおいて、お客様が該当および承諾し、かつ所定の手続を行った場合は除く）
- (3) お客様の権利に帰する投資信託の残高などがなくなった後、一定期間経過したとき
- (4) 法令諸規則などに照らし合理的な事由に基づき、当社がお客様に対し一定の猶予期間を置いて解約を申し出たとき
- (5) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（反社会的勢力）であると判明した場合またはお申込み時における反社会的勢力に該当しない旨の表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- (6) お客様に、当社との取引に関して、脅迫的な言動または暴力を用いる行為、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を棄損し、または当社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為があったと認められる場合
- (7) 当社が投信総合取引契約に関する業務を営むことができなくなったとき、または当該業務を終了したとき
- (8) お客様の事情により、当社が、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく取引時確認が完了できないとき、またはお客様より当社が定める確認書類または資料の提出ができないとき
- (9) 当社が法令で定める本人確認書類等を行うにあたってお客様について確認した事項および当社が定めるお客様等情報または具体的な取引の内容に関する各種確認や提出された資料に関し、偽りがあることが明らかになったとき
- (10) お客様の口座が国内外のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関連する法令等、もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められるとき
- (11) その他やむを得ない事由により、当社がお客様に対し一定の猶予期間において解約を申し出たとき

■ 約款の変更

この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

■ お届出事項の変更

お届出事項の変更があったにもかかわらず当該変更に係るお届けがない場合、またはお届出事項に関する当社からのお問い合わせにご回答いただけない場合は、当社は、投信信託のご購入、お客様への金銭のお支払い、解約のお手続などお取引を制限させていただく場合があります。

■ 投信総合取引契約が成立しなかった場合の取扱い

お客様のご事情等により当社が定める期間内に投信総合取引口座の契約締結が完了しない場合、お申込みを取消されたものとして取扱います。その際、ご提出いただいた「投信総合取引口座申込書」、本人確認書類等の書面、データのすべては原則廃棄・抹消させていただきます。

当社概要

- 【 商 号 等 】 fundnote株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第3413号
- 【 本店所在地 】 〒108-0014
東京都港区芝5-29-20 クロスオフィス三田
- 【 加入協会 】 一般社団法人 投資信託協会、
(当社が対象事業者となっている認定投資者保護団体はございません。)
- 【 資 本 金 】 1億4千万円
- 【 主な事業 】 投資運用業、第二種金融商品取引業
- 【 設立年月日 】 2021年8月26日
- 【 連 絡 先 】 fundnote株式会社
お客様窓口
- 【 電話番号 】 03-6809-4253
- 【 受付時間 】 10:00～15:00（土日、祝・休日を除く）
- 【 ホームページ 】 <https://fundnote.co.jp/>

苦情処理措置および紛争解決措置の内容

当社は、当社が加入している一般社団法人投資信託協会から業務受託している「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（連絡先：0120-64-5005）」が行うあっせんを通じて苦情および紛争の解決を図ります。

投資信託受益権振替決済口座管理契約のご説明

(本書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。)

【 契約締結前交付書面 】

上記契約の締結にあたっては、本書面の記載事項を十分にお読みいただいたうえで、お申込みください。

■ 本契約に係る手数料など諸費用について

「投資信託受益権振替決済口座管理約款」に基づく投資信託受益権振替決済口座管理契約の締結および契約維持に係る費用はありません。

■ 本契約へのクーリング・オフ制度の適用

本契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定に定めるクーリング・オフ制度（所定期間内の書面による契約解除）の適用はありません。

■ 本契約の概要

投資信託受益権振替決済口座管理契約は、当社の投資信託受益権振替決済口座管理約款に基づく契約です。当社は、投資信託受益権について、法令に従って、当社の財産と分別し、記録および振替を行います。

■ 当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、金融商品取引法第28条第4項の規定に基づく投資運用業、および金融商品取引法第28条第2項の規定に基づく第二種金融商品取引業です。

当社では、投信総合取引契約を締結していただいたうえで、振替決済口座ならびに特定口座の取扱いを行っております。

■ 本契約の解約事由

当社の投資信託受益権振替決済口座管理約款に掲げる以下の事由に該当した場合、当契約は解約されます。

- (1) 「投信総合取引約款」に基づく投信総合取引契約が解約されたとき
- (2) お客様から解約のお申し出があった場合
- (3) お客様が本約款に違反したとき
- (4) 当社が定める所定の期間、お客様の振替決済口座に残高がない場合
- (5) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき

■ 本契約の変更

この契約は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

当社の概要

- 【 商 号 等 】 fundnote株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第3413号
- 【 本店所在地 】 〒108-0014
東京都港区芝5-29-20 クロスオフィス三田
- 【 加入協会 】 一般社団法人 投資信託協会、
（当社が対象事業者となっている認定投資者保護団体はございません。）
- 【 資 本 金 】 1億4千万円
- 【 主な事業 】 投資運用業、第二種金融商品取引業
- 【 設立年月日 】 2021年8月26日
- 【 連 絡 先 】 fundnote株式会社 お客様窓口
- 【 電話番号 】 03-6809-4253
- 【 受付時間 】 10:00～15:00（土、日、祝・休日を除く）
- 【 ホームページ 】 <https://fundnote.co.jp/>

苦情処理措置および紛争解決措置の内容

当社は、当社が加入している一般社団法人投資信託協会から業務受託している「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（連絡先：0120-64-5005）」が行うあっせんを通じて苦情および紛争の解決を図ります。

「金融サービスの提供に関する法律」に基づく重要事項のご説明

お客様の投資信託受益権への投資に係る、当該商品、取引の方法、投資リスクなどの重要事項について、次のとおりご説明いたします。別途交付します「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容などと合わせてご理解いただいたうえで、お客様の判断と責任においてご投資いただきますようお願いいたします。

■ 投資信託への投資リスク

- 組み入れられた株式・債券・受益証券・投資証券等の価格変動により投資信託受益権の基準価額は変動しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。
- 組み入れられた株式・債券・受益証券・投資証券等の発行者または保証者が海外のものである場合には、発行者または保証者の属する国の政治・経済状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化により、投資信託受益権の基準価額は変動しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。
- 組み入れられた株式・債券・受益証券・投資証券等に外貨建てのものがある場合には、為替変動の影響によっても投資信託受益権の基準価額は変動しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。
- 組み入れられた株式・債券・受益証券・投資証券等の発行者または保証者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資信託受益権の基準価額は変動しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。
- 「ファミリーファンド方式」では投資対象とする親投資信託受益権（マザーファンド）を同じく投資対象とする他の投資信託受益権（ベビーファンド）に追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、マザーファンドを共有する投資信託受益権の基準価額に影響を及ぼすことがあります。
- クローズド期間があるものについては、その期間中に解約することはできません。
- 投資信託受益権の資金流出入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらは投資信託受益権の基準価額が下落する要因となります。

※詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）の「投資リスク」をご覧ください。

勧誘方針

当社の「金融サービスの提供に関する法律」に基づく勧誘方針は、以下のとおりです。

- (1) 勧誘に当たっては、常にお客様の信頼の確保を第一義とし、法令・諸規則を遵守し、お客様本位の投資勧誘に徹します。
- (2) お客様の知識、財産の状況、投資の経験および投資目的等を十分把握したうえ、お客様の意向と実情に適合した投資勧誘に努めます。
- (3) 金融商品をお勧めするに当たって、商品内容やリスク内容等の適切な説明に努めます。
- (4) 当社では、お客様のご迷惑とならないよう、勧誘を行う方法、時間帯、場所について十分に配慮いたします。電話や訪問による勧誘は、お客様が迷惑となる時間帯には行いません。勧誘に際しご迷惑な場合は、その旨を担当者までお申し出いただければ、直ちに勧誘行為を停止いたします。
- (5) 当社では不適切な勧誘が行われないよう、役職員に対し十分な社内研修を行っております。
- (6) 投資信託及び投資法人に関する法律、金融サービスの提供に関する法律および金融商品取引法等の法令ならびに投資信託協会、の諸規則を遵守し、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。
- (7) お客様の判断と責任においてお取引いただけるよう、適切な情報提供に努めます。
- (8) 当社の投資勧誘に関しお気づきの点がございましたら、下記へご連絡ください。

■投資信託の直接販売に関して

【 fundnote株式会社 お客様相談窓口 】 03-6809-4253

プライバシーポリシー

fundnote株式会社（以下、『当社』という。）は、当社が保有する個人情報の保護を当社が担うべき重要な社会的責務と認識しております。個人情報の取扱いにあたっては、『個人情報の保護に関する法律（以下、『個人情報保護法』という）』を遵守するとともに、本方針に定めた事項に基づき、適切な保護と利用ならびに適正かつ安全な管理に努めます。

当社の住所： 〒108-0014

東京都港区芝5-29-20 クロスオフィス三田

当社の代表者： 渡辺 克真

1. 取組方針の宣言

当社は、個人情報および個人データの適切な保護と利用のため、関連法令等に加えて、以下の方針に定めた事項を遵守するとともに、情報化の進展に適切に対応するため、個人情報および個人データの適正かつ安全な管理に努めます。

- （1）ご本人の事前の同意がある場合、または個人情報保護法で定める場合等を除き、個人情報を利用目的外に使用しません。
- （2）個人情報を適切に管理し、紛失・破壊・改ざん・漏えい等の防止に努めます。
- （3）個人情報の取扱いに関する苦情処理に適切に取り組みます。
- （4）個人情報の取組方針の継続的な改善に努めます。

2. 個人情報の利用目的

当社は、個人情報を下記業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。これらの目的のほかに利用することはありません。これらの利用目的については、当社のウェブサイトでご公表するほか、ご本人に通知する場合は書面で行います。

（1）業務内容

投資運用業務、第二種金融商品取引業務およびこれらに付随する業務、その他当社が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
(今後取扱いが認められる業務を含む。)

（2）利用目的

- ① 有価証券等の販売・募集等の受付、ご提案、勧誘のため
- ② 取引口座の開設等、その他当社商品やサービスのお申込みの受付、ご提案、勧誘のため
- ③ お客様ご本人であること、またはご本人の代理人であることの確認や、当社商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ④ 投資顧問契約等や投資信託商品等にかかる業務上の連絡等、継続的な取引における事務、管理のため
- ⑤ 適合性の原則等に照らした判断等、当社商品やサービスの提供にかかる妥当性判断のため
- ⑥ 運用結果、契約資産残高の報告など、お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑦ 一般事務受託者として投資法人から投資主にかかる個人情報の管理事務の全部、または一部を委託された場合において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧ 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による当社商品やサービスの研究や開発のため
- ⑨ 当社主催セミナー案内状、儀礼、挨拶状送付および各種の情報提供等のため
- ⑩ 当社サービスにおいて取得した閲覧履歴等を分析し、ご本人の嗜好に合わせた情報提供、または広告配信のため
- ⑪ その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

3. 個人情報の適正な取得について

- (1) 当社では、前記2.で特定した利用目的の達成に必要な範囲で、適正かつ適法な手段により、個人情報を取得いたします。
- (2) 個人情報の取得は、当社商品やサービスのお申込み、ご利用、各種アンケート等を通じた、書面のご提出、Web等の画面へのご入力、口頭等の方法により行います。なお、当社では、お問い合わせ内容等の正確な把握、今後のサービス向上のために通話を録音させていただく場合があります。

4. 個人情報の第三者への提供

当社では、個人情報保護法に定める場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者へ提供することはありません。

5. 機微（センシティブ）情報の取扱い

当社は、お客様の機微（センシティブ）情報（金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成 29 年個人情報保護委員会・金融庁告示第 1 号）第 5 条第

1 項に定める人種、信条、社会的身分等に関する情報）については、同ガイドラインに掲げる場合を除き、取得、利用、または第三者提供はいたしません。

6. 個人情報の管理方法

当社は、保有する個人情報を正確、最新なものにするように常に適切な処置を講じるよう努めています。また、法令等により要請される安全管理措置を実施し、ご本人の個人情報への不当なアクセス、個人情報の紛失・破壊・改ざん・漏えい等を防止するため、万全を尽くしています。万一、個人情報に関する事故が発生した場合には、迅速かつ適切に対応いたします。

なお、当社が講じる安全管理措置には、次に掲げる事項を含みます。

（1）内部規律の整備

個人データの取得、利用、提供、廃棄といった段階ごとに、取扱方法や担当者およびその任務等について規定を策定し、必要に応じた見直しを実施するなどにより規律を整備しています。

（2）組織体制の整備

当社における個人データの取扱いに関する総責任者として個人データ管理責任者を設置し、従業員が漏えい等を把握した場合、速やかに所管部や個人データ管理責任者に報告・連絡するなどの体制を整備しています。

（3）定期点検・監査

個人データの取扱いについて、定期的な自己点検、他部署の監査や必要に応じて外部の者による監査を実施するなどの措置を講じています。

（4）従業員の教育

従業員に対して個人情報保護および情報セキュリティに関する研修を実施するとともに、従業員の秘密保持に関する事項を就業規則に盛り込み、社内周知するなどの措置を講じています。

（5）不正アクセス等の防止

執務スペースにおいて、従業員の入退室管理、電子媒体および書類等の盗難、または紛失等を防止する措置を講じるとともに、外部からの不正アクセス等から保護する仕組みを導入しています。

（6）外的環境の把握

外国で個人データを取扱う場合には、外国の個人情報保護制度を把握した上で、安全管理措置を実施します。

7. 個人情報の取扱いの委託

当社は、前記2. で特定した利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報の取扱いを第三者に委託することがあります。当社が個人情報の取扱いを第三者に委託する場合は、当社所定の基準により業務委託先を選定するとともに、当社のプライバシーポリシーおよび規則等に準じた安全管理措置が確保されるよう、業務委託先と個人情報の取扱いに関する契約を締結すること等により、委託先に対する必要かつ適切な管理を行います。

8. 開示請求等について

- (1) 当社は、保有個人データの利用目的の通知、開示、訂正等（訂正、追加、削除）、利用停止等（利用停止、消去）、および個人データの第三者との授受に関する記録のご請求があった場合、ご本人であることを確認させていただいた上で、個人情報保護法の定めに基づき、対応いたします。これらの具体的なご請求手続きについては、以下に記載の「保有個人データの開示等のご請求手続きについて」をご参照ください。
- (2) 個人データを外国にある第三者へ提供する場合には、ご本人の同意を得る際に、個人情報保護法の定めに基づく参考情報をご提供いたしますが、参考情報のうち、提供先の第三者が、ご同意を得る時点では特定できなかったものの、事後的に特定できたときには、ご請求に応じて第三者の情報をご提供いたします。このご請求の具体的な手続きについては、以下に記載の「保有個人データの開示等のご請求手続きについて」をご参照ください。
- (3) 個人データの取扱いを外国にある第三者に委託する場合には、当該第三者による適切な安全管理措置が継続されるために必要な措置を当社にて講じますが、ご請求に応じて当社にて行う措置に関する情報をご提供いたします。このご請求の具体的な手続きについては、以下に記載の「保有個人データの開示等のご請求手続きについて」をご参照ください。

9. 個人情報および個人データ取扱いに関する継続的改善について

当社は、個人情報および個人データの取扱いに関して定期的に見直し、一層の個人情報保護のために継続的に改善に取り組んでまいります。また、このプライバシーポリシーの内容に変更が生じた場合、すみやかに当社のウェブサイト等に掲載し、公表いたします。

10. ご意見、ご質問、苦情について

当社の個人情報および個人データの取扱いおよび安全管理措置についてのご意見・ご質問は、下記のお問い合わせ先へご連絡ください。また、個人情報および個人データの取扱いに関する苦情につきましても、下記のお問い合わせ先へご連絡ください。

加入する団体について

当社は、一般社団法人投資信託協会の会員です。各協会では、会員の個人情報の取扱いについての苦情・相談をお受けいたします。

■一般社団法人 投資信託協会 投資者相談室

TEL： 03-5614-8440

保有個人データの開示等のご請求手続きについて

1. ご請求手続きについて

(1) お申し出先

fundnote株式会社 コンプライアンス部

個人情報保護に関する問合せ担当

〒108-0014

東京都港区芝5-29-20 クロスオフィス三田

TEL：03-6809-4253

受付時間：10:00～15:00（土日、祝・休日を除く）

(2) 必要書類

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する利用目的の通知、開示、訂正等、利用停止等、および個人データの第三者との授受に関する記録、個人データを外国にある第三者に提供、または委託する場合における参考情報に関するご請求（以下「開示等請求」といいます。）については、当社所定の書類が必要です。上記お申し出先までご連絡いただければ、必要な書類をご送付いたしますので、郵送によりご提出ください。

また、本人確認のための書類として、以下の書類もあわせてご提出ください。

① ご本人による請求の場合

印鑑証明書の正本（発行日から3か月以内のもの。請求書には実印を押印して下さい。）または、運転免許証・健康保険証・パスポートなどの公的機関が発行した書類の写しのいずれか一つ（なお、法令等に基づき取得が禁じられているため、本籍地および健康保険証の保険者番号、被保険者記号・番号はご本人にて黒塗りをお願いします。）

② 代理人によるご請求の場合

委任状（当社所定のものをお送りします。ご本人の実印を押印して下さい。）、ご本人の印鑑証明書の正本（発行日から3か月以内のもの）、代理人に関する上記①の書類

(3) 手数料

開示等請求のうち、利用目的の通知および開示請求については、当社所定の手数料が必要です。上記の必要書類をお送りする際に、ご案内させていただきます。

2. ご回答方法

ご回答は、書面またはご本人が同意された方法により行います。なお、個人情報保護法の定めに基づき、ご請求に応じることができない場合があります。その場合にはその理由を付して回答します。

特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針

fundnote株式会社（以下、『当社』という）は、『行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律』（以下、『番号法』という）に基づく個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報（以下、『特定個人情報』という）のより厳正な管理の確保について組織として取り組むために、お客様、取引先および従業員等の個人番号および特定個人情報（以下、『特定個人情報等』という）の保護を重要事項として位置づけ、本基本方針を以下のとおり定め、従業員等に周知し、徹底を図ります。

1. 関係法令・ガイドライン等の遵守

当社は、番号法、『個人情報の保護に関する法律』その他の関係法令および個人情報保護委員会が策定する『ガイドライン』その他のガイドラインを遵守して、特定個人情報等の適正な取扱いを行います。

2. 利用目的

当社は、特定個人情報等を以下の利用目的の範囲内で取り扱います。

- (1) お客様等に係る直販投信口座開設・変更の受付事務、直販投信の分配および譲渡等に関する
税務書類作成事務
- (2) 取引先等に係る報酬・料金等の支払調書作成事務、不動産の使用料等の支払調書作成事務、
不動産等の譲受けの対価の支払調書作成事務
- (3) 従業員等に係る源泉徴収事務、社会保険関係事務および労働保険関係事務
- (4) 上記(1)～(3)に付随して行う事務

3. 安全管理措置に関する事項

当社は、特定個人情報等について、漏えい、滅失、またはき損の防止等、その管理のために必要かつ適切な安全管理措置を講じます。また、特定個人情報等を取り扱う従業者や委託先（再委託先等を含みます。）に対して、必要かつ適切な監督を行います。

4. 継続的改善

当社は、特定個人情報等が適正に取り扱われるよう、継続的な改善に取り組んでまいります。

5. ご意見、ご質問、苦情について

当社の特定個人情報等の取扱いおよび安全管理措置についてのご意見・ご質問は、下記のお問い合わせ先へご連絡ください。また、特定個人情報等の取扱いに関する苦情につきましても、下記のお問い合わせ先へご連絡ください。

fundnote株式会社 コンプライアンス部

〒108-0014

東京都港区芝5-29-20 クロスオフィス三田

TEL：03-6809-4253

受付時間：10：00～15：00（土日、祝・休日を除く）

反社会的勢力に対する基本方針

当社の反社会的勢力に対する基本方針は、以下のとおりです。

1. 反社会的勢力とは一切の関係を遮断します。
2. 反社会的勢力からの不当要求はこれを拒絶し、裏取引や資金提供を行いません。また、必要に応じ法的対応を行います。
3. 反社会的勢力への対応は、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と連携しつつ、組織全体として行います。

特定口座内保管上場株式等保管委託契約

お客様が当社に開設された特定口座における特定口座内保管上場株式等の取扱いにつき、次に掲げる事項につきまして、ご理解いただきますようお願いいたします。

1. 当社は、税法上の規定に基づき、お客様が当社に開設された特定口座における譲渡損益および源泉徴収税額の計算ならびに年間取引報告書の作成等を適正に行う義務があることから、本制度の趣旨を逸脱することがないように努めなければなりません。
2. お客様がやむを得ない事由により、当社に開設された特定口座から上場株式等（以下、「特定口座内保管上場株式等」といいます。）を引き出す場合には、上記1の観点からあらかじめ当社所定の書面「特定口座内保管上場株式等の払出しに係る申出書」に以下に掲げる引出し事由をご記入のうえ、ご提出いただく必要があります。
 - ① 特定口座内保管上場株式等を当社または第三者に対する担保として利用する場合
 - ② 特定口座内保管上場株式等を贈与・相続する場合
 - ③ 特定口座内保管上場株式等について、当該特定口座以外で譲渡（他社の一般口座に移管して譲渡する場合に限る。）をする場合
 - ④ 特定口座内保管上場株式等を信託する場合
 - ⑤ 特定口座内保管上場株式等を当社または第三者に貸し付ける場合
 - ⑥ その他やむを得ない事由がある場合

なお、贈与、相続または遺贈により当社に開設されている他の特定口座へ移管する場合、または特定口座を廃止する場合には、「特定口座内保管上場株式等移管依頼書」、「相続上場株式等移管依頼書」または「特定口座廃止届出書」をご提出いただきます（上記2の申出書の提出は不要です。）

※ 当社が取扱う「上場株式等」は、投資信託受益権に限定されます。

未利用口座の管理手数料の取扱いについて

当社では未利用口座に管理手数料を適用させていただいております。未利用口座管理手数料についてのご説明は以下となります。

1. 未利用口座となる条件について

保有の投信残高が無くなった日より2年以上経過している投資信託総合取引口座を、未利用口座としてお取扱いします。

2. 未利用口座管理手数料について

未利用口座管理手数料は、お客さまの口座が未利用口座となった場合、事前に文書にてお届けのご住所にご案内をさせていただきます。

未利用口座管理手数料については、当社指定の銀行口座にお振込みをお願い致します。年間3,300円（税込）の手数料をご負担いただきます。

なお、ご負担いただいた未利用口座管理手数料のご返金には応じ致しかねますので予めご了承ください。ご案内より一定期間、未利用口座管理手数料のお振込みを頂けない場合、同口座を解約致します。

約款・規程集

目 次

投信総合取引約款	22
投資信託受益権振替決済口座管理約款	31
特定口座約款	35
電子交付サービス利用規程	39
直販投信サービス取扱い規程	42
金銭の振込先の指定についての規程	46

投信総合取引約款

第1章 総則

(約款の趣旨)

第1条

本約款は、fundnote株式会社（以下、「当社」といいます。）が、自ら設定する投資信託受益権の募集その他の取引およびこれらを組み合わせた取引（以下、「投信総合取引」といいます。）について、お客様と当社との間の権利義務関係を明確にすることを目的として、定めるものです。

2 お客様との「投信総合取引」は、本約款に基づくほか、法令諸規則などを遵守して行うものとします。

(申込方法等)

第2条

お客様には、「投信総合口座開設ホームページ」の「投信総合取引口座申込書」（インターネット）により投信総合取引口座のお申込みをいただくものとします。（当社が別に定めるお客様の場合は押印のうえ、当社所定の書類を添付して提出いただきます。）その際、当社所定の本人確認書類を添付して、これを当社にご提出いただくものとします。当社にご提出いただいた「投信総合取引口座申込書」の記載内容について、お客様にご連絡する場合がありますので、お客様にはこれに応じただけでいただくものとします。当社がこれを承諾した場合に限り、「投信総合取引口座開設完了のご通知」をお客様が受領された時をもって、投信総合取引口座に関する契約が締結されます。なお、当社が承諾をしない場合においても、その理由は開示しません。

お客様が次の各号のいずれかに該当する場合には、原則として、お申込みをお受けできません。

- (1) 非居住者の方（所得税法第2条第1項第3号に定める居住者以外の者をいいます。以下同じ。）
 - (2) お客様が第4条第6項に定義する「反社会的勢力」に該当すると認められた場合
 - (3) その他、当社が取決めるところに照らして不適格と判断した場合
- 2 お客様が「投信総合取引口座申込書」を提出される場合には、次の申込書、届出書を同時にご提出いただくものとします（(6)については、ご希望される場合に、ご提出いただきます。）。
- (1) 「投信総合取引口座申込書」
 - (2) 「金銭の振込先の指定申込書」
 - (3) 「投資信託受益権振替決済口座設定申込書」
 - (4) 「電子交付サービス申込書」
 - (5) 「直販投信申込書」
 - (6) 「特定口座開設届出書」
- 3 お客様が、第2条第1項のお申込みをなされ、お客様のご事情等により当社が定める期間内に投信総合取引口座の契約締結が完了しない場合、お申込みを取消されたものとして取扱います。その際、ご提出いただいた「投信総合取引口座申込書」、本人確認書類等の書面、データのすべては原則廃棄・抹消させていただきます。
- 4 お客様には、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、ご本人若しくはご家族の方が「外国の政府等において重要な地位を占める方（外国PEPs）」に該当する場合は、その国名・職位等を確認させていただきます。当確認では、過去において該当される方も含み、ご家族に該当される方とは、配偶者（事実上婚姻関係にある方を含む）、お子さま、ご両親、ご兄弟姉妹、配偶者のご両親、実子以外のお子さまを指します。

(個人番号の届出)

第2条の2 お客様は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下、「番号法」といいます。)、その他の関係法令の定めに従って、投信総合取引口座を開設するとき、お客様の個人番号(「番号法」第2条第5項に規定するものをいいます。以下同じ。)の通知を受けたとき、その他「番号法」その他の関係法令が定める場合に、お客様の個人番号を当社にお届けいただきます。その際、「番号法」に基づきお客様の本人確認を行わせていただきます。

(投資信託受益権の取引)

第3条 お客様が、第2条第1項のお申込みをなされ、当社がこれを承諾した場合には、「社債、株式等の振替に関する法律」(以下、「振替法」といいます。)に基づく振替制度において取扱う投資信託受益権の取引に係る振替口座簿においてお客様の口座(以下、「振替決済口座」といいます。)が開設されます。

2 「振替決済口座」は、「投資信託受益権振替決済口座管理約款」に定めるところによるほか、「振替法」その他の関係法令ならびに株式会社証券保管振替機構(以下、「機構」といいます。)の社債等に関する業務規程その他の関連諸規則の定めに従い取扱うものとします。当社は、お客様から第2条第1項の申込書の提出があったことをもって、これら法令諸規則、「機構」が講ずる必要な措置および「機構」が定める振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾する書面の提出があったものとして取扱います。

(投信総合取引口座のお申込み)

第4条 お客様には、第2条第1項に定める投信総合取引口座のお申込み時に、お客様ご本人の真正の氏名、住所等をお届けいただくものとします。仮名、借名、気付住所は認められません。

2 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、第1項に係る事項についてお客様の本人確認を行います。その際、お客様にご連絡する場合がありますので、お客様にはこれに応じていただくものとします。

3 投信総合取引口座は、1取引名義1取引口座に限りお申込みをお受けします。

4 お客様には、お客様が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下総称して、「反社会的勢力」といいます。)のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約していただきます。

5 お客様には、お客様が当社との取引に関して、脅迫的な言動または暴力を用いる行為、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を棄損し、または当社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを確約していただきます。

(個人情報等の取扱い)

第5条 当社は、お客様よりお届けいただいた氏名、住所、個人番号、電話番号等、お客様を特定しうる個人情報等を、注意を払い適正に管理し、別に定めるプライバシーポリシーならびに特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針により取扱うものとします。

(法令などの遵守)

第6条 お客様および当社は、「金融商品取引法」その他関係法令ならびに投資信託協会の諸規則を遵守するものとします。

- 2 お客様には、本約款、関係約款等に定めるサービスの内容を十分にご理解いただいたうえで、お客様ご自身の責任と判断に基づき、自らの資金により、自らのために取引を行っていただくものとします。第三者の代理人としての取引は認められません。ただし、未成年者口座および課税未成年者口座において取引を行う場合には、あらかじめ当社に対して届出を行っていただいた代理人に取引を行っていただくものとします。

(お届出事項の変更)

- 第7条 氏名、住所、個人番号など、「投信総合取引口座申込書」により当社へ届出いただいた事項に変更があったときは、お客様は、所定の手続により、遅滞なく当社にお届けいただくものとします。
- 2 お届出事項に関する変更のお届けがあった場合には、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票の写し」等、当社が必要と認める確認書類を当社所定の方法によりご提示いただくことがあります。
 - 3 お届出事項に関する変更のお届けがあった場合には、当社は、所定の手続を完了した後でなければ、金銭のお支払いまたは解約のご請求には応じられません。
 - 4 お客様からのお届けがないため、当社からお客様宛のメールまたは書類の送付その他の方法による通知が延着または到着しなかった場合でも、当社は、通常、到着すべき日時に到着したものとして取扱います。
 - 5 お届出事項の変更に係るお届けがない、またはお届けが遅延したことにより、お客様に損害が生じた場合でも、当社はその責任を負いません。
 - 6 お届出事項の変更があったにもかかわらず当該変更に係るお届けがない場合、またはお届出事項に関する当社からのお問い合わせにご回答いただけない場合は、当社は、投信信託のご購入、お客様への金銭のお支払い、解約のお手続などお取引を制限させていただく場合があります。

(投信総合取引口座の解約)

第8条 投信総合取引口座は、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。

- (1) お客様から、当社の定める方法により投信総合取引口座解約のお申し出があったとき
- (2) お客様が日本国内の居住者でなくなる場合若しくは非居住者となった場合（ただし、当社が別に定める取扱いにおいて、お客様が該当および承諾し、かつ所定の手続を行った場合は除く）
- (3) お客様の権利に帰する投資信託の残高などがなくなった後、一定期間経過したとき
- (4) 法令諸規則などに照らし合理的な事由に基づき、当社がお客様に対し一定の猶予期間を置いて解約を申し出たとき
- (5) お客様が「反社会的勢力」であると判明した場合または第4条第6項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- (6) お客様に、当社との取引に関して、第4条第7項のいずれかに該当する行為があったと認められる場合
- (7) 当社が投信総合取引口座に関する業務を営むことができなくなったとき、または当該業務を終了したとき
- (8) お客様の事情により、当社が、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく取引時確認が完了できないとき、またはお客様より当社が定める確認書類または資料の提出ができないとき
- (9) 当社が法令で定める本人確認書類等を行うにあたってお客様について確認した事項および当社が定めるお客様等情報または具体的な取引の内容に関する各種確認や提出された資料に関し、偽りがあることが明らかになったとき
- (10) お客様の口座が国内外のマナー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関連する法令等、もしくは経済制裁 関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められるとき
- (11) その他やむを得ない事由により、当社がお客様に対し一定の猶予期間をおいて解約を申し出たとき

- 2 投信総合取引口座が解約となった場合において、お客様の権利に帰する投資信託の残高および解約代金などの金銭がある場合には、次のとおりとします。

- (1) 投資信託の残高については、当社が定める方法により、換金のうえ、銀行振込によりお支払いします。
- (2) 解約代金等のお客様にお支払いすべき金銭については、当社が定める方法により、銀行振込によりお支払いします。

第2章 振替決済口座に関する取扱い

(投資信託受益権振替決済口座管理契約の締結)

第9条 お客様には、「投資信託受益権振替決済口座管理約款」の定めるところにより、当社が取扱う投資信託受益権の「振替決済口座」について口座管理機関である「当社」と投資信託受益権振替決済口座管理契約を締結していただきます。

(収益分配金の再投資)

(お客様へのご通知)

第11条 当社は、投資信託受益権について、次の事項をお客様にお知らせします。

- (1) 最終償還期限（償還期限がある場合に限ります。）
- (2) 収益分配金（分配がある場合に限ります。）
- (3) 残高照合のための通知

第3章 ご購入・ご解約のお申込み

(お申込みの受付)

第12条 ご購入・ご解約は、お客様ご本人からお申込みをいただきます。

- 2 購入は、お客様から、当社の指定する銀行口座へお振込みいただき、当社において入金の確認後、お客様から「投信直販サービス取扱い規程」に定めるところに基づき、お申込みをいただいた投資信託の買付けを行います。
- 3 購入をされたお客様のご解約は、「直販投信サービス取扱い規程」の定めるところに基づきお受けします。
- 4 「外国の政府等において重要な地位を占める方（過去にその地位にあった方も含む）およびその家族の方（外国P E P s）」のお申込みについては、別途当社が定めるものとします。

(「投資信託説明書（交付目論見書）」の交付等)

第13条 投資信託のご購入のお申込みをいただくときは、あらかじめ、または同時に、目論見書補完書面を綴じ込んだ、当該投資信託の「投資信託説明書（交付目論見書）」（以下、「目論見書」といいます。）を交付します。また、当該「目論見書」の交付をもって契約締結前交付書面を交付したこととします。

- 2 お客様が「目論見書」を受領後、その内容、ファンドに係るリスク、手数料等についてご理解いただいたうえ、お客様ご自身の判断と責任に基づきご購入のお申込みをいただいたことを、当社が定める方法により確認した後、当該ご購入のお申込みをお受けします。

(ご本人の確認)

第14条 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、当社が定める方法により、お客様の本人確認を行います。

- 2 前項の本人確認において、当社がご本人と判断した場合に限り、お客様にはお取引いただけます。

(ご購入)

第15条 ご購入額は、当社へあらかじめご入金いただいたご購入のお申込みに係る金銭の額（以下、「買付可能額」といいます。）を上限とします。

2 当社は、お客様からご購入のお申込みを受け付けた場合には、「目論見書」に定めるところにより、買付けの手続を取るものとします。ただし、「目論見書」に申込不可日が定められている場合、当該申込不可日にお申込みはできません。

(ご解約)

第16条 ご解約は、お客様に保有いただいている投資信託受益権の残高の範囲内とします。

- 2 当社は、お客様からご解約のお申込みをお受けした場合、「目論見書」に定めるところにより、ご解約の手続を取るものとします。ただし、「目論見書」に定める申込不可日には、ご解約はできません。
- 3 解約代金から、所定の手数料、税金などを差引いた金額を、お支払いします。

第4章 金銭のお取扱い

(ご入金)

第17条 ご購入のお申込みに係る金銭は、次の方法により、ご入金いただくものとします（詳細は別途当社が定めるものとします。）。

- (1) 投信総合取引口座の開設後、当社の指定する銀行口座へのお振込みによるご入金
- (2) 「解約代金」を用いるご入金（当該金額のお支払日などにご購入する場合に限りです。）

2 前項第1号に係る振込手数料（消費税等も含まれます。）は、お客様にご負担いただきます。

(お支払い)

第18条 お客様への解約代金等の金銭のお支払いは、当社に投信総合取引口座をお申込みいただく際、「金銭の振込先の指定についての規程」の定めるところによりお届けいただいた金融機関口座へ、お客様からの出金申込みに基づき当社所定のお支払日に出金申込金額を振り込むことにより行います。

(お預かりする金銭の保全について)

第19条 当社は、お客様からお預かりする金銭（お客様の権利に帰する金銭のうち、買付け前のお申込み代金およびお客様にお支払いする前の解約代金、収益分配金、償還金等）またはその相当額について、顧客分別金として、本邦における信託会社または信託業務を営む金融機関と信託契約を締結したうえ、法令諸規則の定めるところに則して、信託を行うものとします。

2 前項により行う信託の信託財産に属する金銭は、次に掲げる有価証券などに投資するものとします。

- (1) 国債証券
- (2) 地方債証券
- (3) 特別の法律により法人の発行する債券
- (4) 貸付信託法に基づく受益証券であって元本補てんの契約のあるもの
- (5) 投資信託の受益権および投資法人の発行する投資証券のうち、公社債などに対する投資を目的として運用するもので株券または出資に対する投資として運用を行わないもので、日々分配を行い、全営業日に追加、解約を行うことができるもの
- (6) 預金等（貯金を含む。利用する金融機関の範囲は、次のとおりとします。）
 - ① 銀行
 - ② 金融商品取引法施行令第1条の9に規定する金融機関のうち、業として預金等の受け入れをすることができるもの
- (7) その他の運用先
 - ① コール資金の貸付

② 受託者である信託銀行に対する銀行勘定貸

③ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第6条の規定により元本補てんまたは補足する旨を契約に定める
金銭信託

3 当社が次の各号のいずれかに該当することとなった場合で、第1項により行う信託において当社の定める受益者代理人が必要と認めた場合には、受益者代理人が一括して元本受益権を行使し、お客様に対して元本受益権に相当する額を返還します。この場合、お客様に返還する金額は、当社がお客様からお預かりした金銭の範囲内になります。

- (1) 金融商品取引法第52条第1項の規定により、同法第29条の登録を取り消されたとき、若しくは業務の全部または一部の停止処分を受けたとき
- (2) 破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始または特別精算開始の申立てを行うことを決定したとき
- (3) 当社が自ら解散することを決定したとき
- (4) 当社が自らの金融商品取引業の廃止若しくは休止を決定したとき

(お預かりする金銭に係る付利ならびに返金について)

第20条 当社は、お客様の権利に帰するお預かりする金銭に対して、いかなる名目によっても利子をお支払いしません。

2 お預かりする金銭のお預かり期間が当社の定める所定の期間を超えた場合には、返金が困難である等特段の事情がある場合を除いて、当社所定の方法により、当該金銭をお客様に返金するものとします。

第5章 報告・連絡

(取引報告書)

第21条 当社は、お申込みいただいたご購入またはご解約に係る取引が成立したときは、遅滞なく契約締結時交付書面として、「取引報告書」をお客様に交付します。

(取引残高報告書)

第22条 当社は、法令諸規則の定めるところに基づき、お客様のお取引内容およびお取引後の投資信託の残高を記載した「取引残高報告書」を3ヵ月ごとに（直前に取引残高報告書を作成した日から過去1年間、お取引がない場合、またはお取引があっても受渡しが完了していない場合であって、投資信託の残高があるときは、当社所定の時期に年1回以上）交付します。

(トータルリターン通知←名称確認)

第23条 当社は、法令諸規則の定めるところに基づき、お客様のお取引後の投資信託のトータルリターン（計算対象期間の評価金額、累計受取分配金額および累計売付金額の合計から累計買付金額を差し引いたトータルの損益）を記載した「トータルリターン通知」を当社所定の時期に年1回以上、交付します。

(電子交付サービスのご利用)

第24条 第21条、第22条および前条に定める「取引報告書」、「取引残高報告書」および「トータルリターン通知」については、原則として「電子交付サービス利用規程」に定める電子交付により交付するものとします。

(お問い合わせ)

第25条 当社からの報告・連絡の記載内容等についてご不明な点等がある場合には、すみやかに「fundnote株式会社お客様窓口」へ直接ご照会ください。

第6章 雑則

(免責事項)

第26条 当社は、次の各号に該当した場合にお客様に生じた損害については、その責任を負いません。

- (1) お客様からご提出いただいた書類等にご捺印された印影について、「総合届出印」と相違ないものと認めて(第28条に定める本人確認を含みます。)金銭をお支払いしたとき
- (2) 「投信総合口座開設サービスページ」のお取引画面から入力された「パスワード等」が、あらかじめ当社に登録されている「パスワード等」と一致していることを確認して当社が取引等を受け付けたとき、または金銭をお支払いしたとき
- (3) 第1号および前号に定めるところに基づき、お客様ご本人と相違すると当社が判断し、取引等を受け付けなかったとき、または金銭のお支払いをしなかったとき
- (4) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖など、不可抗力と認められる事由により、本約款に定める取引の実行、金銭の授受または投資信託受益権の「口座管理機関」(後掲、「投資信託受益権振替決済口座管理約款」をご参照ください。)への預託の遅延または不能の場合
- (5) 通信回線、通信機器、インターネット若しくはコンピューターシステム(ソフト・ハード)などの障害若しくは瑕疵または第三者による妨害、侵入若しくは情報改変等によって生じた伝達遅延、不能、誤作動その他の一切の不具合によって生じた損害
- (6) お客様からの取引のお申込みが、当社の重大な過失によらないシステム上の制限、エラー、内容の瑕疵などにより実行されなかったとき
- (7) お客様が第8条第1項第5号または第6号のいずれかに該当し、当社が解約を申し出たとき

(約款の変更)

第27条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

(お取引内容の確認)

第28条 取引の内容等について、お客様と当社との間で疑義が生じた場合には、「直販投信サービス」利用時のデータの記録内容等、当社とお客様との交換記録によって確認させていただきます。

(準拠法・合意管轄)

第29条 お客様と当社との間の訴訟は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所のいずれかを管轄裁判所とします。

- 2 お客様と当社との間の権利義務についての準拠法は、日本法とします。
- 3 本条の定めは、本約款以外の各約款および規程に準用するものとします。

(後見開始等の届出)

第30条 家庭裁判所の審判により、お客様について補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面により当社にお届けいただきます。

- 2 家庭裁判所の審判により、お客様について任意後見監督人が選任されたときは、直ちに任意後見監督人の氏名その他の必要な事項を書面により当社にお届けいただきます。
- 3 すでにお客様が補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときは、第1項に従い、当社にお届けいただきます。
- 4 第1項から前項までのお届出事項に取消または変更が生じたときは、前各項に準じて当社にお届けいただきます。
- 5 第1項から前項までに係るお届け前に生じたお客様の損害については、当社は責任を負いません。

以上

2024年 11月13日制定

投資信託受益権振替決済口座管理約款

(約款の趣旨)

- 第1条 本約款は「社債、株式等の振替に関する法律」(以下、「振替法」といいます。)に基づく振替制度において、お客様が「投信総合取引約款」第2章に基づき、fundnote株式会社(以下、「当社」といいます。)が自ら設定し募集等を行った投資信託受益権に係るお客様の投資信託受益権振替決済口座(以下、「振替決済口座」といいます。)を口座管理機関である当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構(以下、「機構」といいます。)の社債等に関する業務規程の定めるものとします。
- 2 お客様と当社の間における各サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項について、本約款に定めがない場合には、「投信総合取引約款」をはじめ「約款・規程集」の他の約款および規程、「目論見書」および関連諸法令の定めるところによるものとします。(約款の趣旨)

(「振替決済口座」)

- 第2条 「振替決済口座」は、「振替法」に基づく口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において開設します。
- 2 「振替決済口座」には、「機構」が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である投資信託受益権の記載または記録をする内訳区分(以下、「質権口」といいます。)と、それ以外の投資信託受益権の記載または記録をする内訳区分(以下、「保有口」といいます。)を別に設けて開設します。
- 3 当社は、お客様が投資信託受益権についての権利を有するものに関し、「振替決済口座」に記載または記録します。

(投資信託受益権振替決済口座の開設)

- 第3条 「振替決済口座」の開設にあたっては、お客様から「投信総合取引約款」に定める「投資信託受益権振替決済口座設定申込書」(以下、「振替決済口座設定申込書」といいます。)によりお申込みいただきます。その際、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に従い、当社所定の手続により本人確認を行わせていただきます。
- 2 当社は、お客様から「振替決済口座設定申込書」による「振替決済口座」開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく「振替決済口座」を開設し、お客様にその旨をご連絡します。
- 3 「振替決済口座」は、本約款に定めるところによるほか、「振替法」その他の関係法令および「機構」の社債等に関する業務規程、その他の定めに従って取扱います。お客様には、これら法令諸規則および「機構」が講ずる必要な措置ならびに「機構」が定める「機構」の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取扱わせていただきます。

(個人番号の届出)

- 第3条の2 お客様は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下、「番号法」といいます。)、その他の関係法令の定めに従って、「振替決済口座」を開設するとき、お客様の個人番号(「番号法」第2条第5項に規定するものをいいます。以下同じ。)の通知を受けたとき、その他「番号法」その他の関係法令が定める場合に、お客様の個人番号を当社にお届けいただきます。その際、「番号法」に基づきお客様の本人確認を行わせていただきます。

(当社への届出事項)

- 第4条 「振替決済口座設定申込書」にご捺印いただいた印影およびご記入いただいた氏名、住所等をもって、当社へのお届出事項とします。

2 「振替決済口座」に係る届出印は、投信総合取引口座に係る「総合届出印」と同一のものとしていただきます。

(振替の申請)

第5条 お客様は、「振替決済口座」に記載または記録されている投資信託受益権について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。

- (1) 差押えを受けたもの、その他の法令の規定により振替またはその申請を禁止されたもの
 - (2) 法令の規定により禁止された譲渡または質入れに係るものその他「機構」が定めるもの
 - (3) 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - (4) 償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下、「振替停止期間」といいます。）中の営業日において振替を行うもの（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - (5) 償還日の翌営業日において振替を行うもの（振替を行おうとする日の前営業日以前に当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - (6) 販社外振替（振替先または振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、「機構」の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。）を行うための振替の申請においては、次に掲げる日において振替を行うもの
 - ① 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日（振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ② 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日
 - ③ 償還日の前々営業日までの振替停止期間中の営業日（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ④ 償還日の前営業日（当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ⑤ 償還日
 - ⑥ 償還日の翌営業日
 - (7) 振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けないもの
- 2 お客様が振替の申請を行うにあたっては、あらかじめ、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入のうえ、届出印によりご捺印いただいたうえで、当社にご提出いただくものとします。
- (1) 減少および増加の記載または記録がされるべき投資信託受益権の銘柄および口数
 - (2) お客様の「振替決済口座」において減少の記載または記録がされるのが、「保有口」か「質権口」かの別
 - (3) 「振替先口座」およびその直近上位機関の名称
 - (4) 「振替先口座」において、増加の記載または記録がされるのが、「保有口」か「質権口」かの別
 - (5) 振替を行う日
- 3 前項第1号の口数は、1口の整数倍（投資信託約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が1口超の整数の場合には、その単位の整数倍とします。）となるよう提示いただきます。
- 4 振替の申請が、「振替決済口座」の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ないものとします。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」としてご提示いただきます。
- 5 当社以外の口座管理機関への振替の申請の場合、当社が定めるところに基づき、お客様に事務手数料をご負担いただくことがあります。
- 6 投資信託受益権をご購入された場合、前各項の手続をまたずに投資信託受益権の振替の申請があったものとして取扱います。

(質権の設定)

第6条 お客様の投資信託受益権について、質権を設定される場合には、当社が認めた場合の質権の設定についてのみのものと、この場合、「機構」が定めるところに従い、当社所定の手続による振替処理により行います。なお、当該振替処理に係る事務費用は、お客様の負担とさせていただきます場合があります。

(償還金、解約金および収益分配金の代理受領等)

第7条 「振替決済口座」に記載または記録されている投資信託受益権（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（繰上償還金を含みます。以下同じ。）、解約金および収益分配金の支払いがあるときは、当社がお客様に代わって当該投資信託受益権の受託銀行からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払します（ただし、収益分配金については、別に定める「自動けいぞく（累積）投資取扱い規程」により同一投資信託の買付代金に充当します。）。

(抹消申請の委任)

第8条 「振替決済口座」に記載または記録されている投資信託受益権について、償還またはお客様の請求によるご解約が行われる場合には、当該投資信託受益権について、お客様から当社に対し、「振替法」に基づく抹消の申請に関する手続をご委任いただいたものとし、当社は、当該委任に基づき、お客様に代わって手続を行います。

(お客様への連絡事項)

第9条 当社は、投資信託受益権について、次の事項をお客様にご通知します。

- (1) 償還期限（償還期限がある場合に限りします。）
 - (2) 収益分配金（分配がある場合に限りします。）
 - (3) 残高照合のための報告
- 2 前項の残高照合のための報告は、投資信託受益権の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年1回以上、ご通知します。また、当社が法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行うことをもって当該報告に代えるものとします。その内容にご不審の点があるときは、すみやかに「fundnote株式会社 営業企画部CX推進室」に直接ご連絡ください。
- 3 当社がお届出のあった氏名、住所にあてて通知を行いまはその他の送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

(お届け出事項の変更手続)

- 第10条 氏名、住所、個人番号など、「振替決済口座設定申込書」により当社へお届けいただいた事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法により、お客様には遅滞なくお届けいただくものとします。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票の写し」等の確認書類をご提出または「個人番号カード」等を「番号法」に基づき当社所定の方法によりご提示いただくことがあります。
- 2 前項によりお届けがあった場合には、当社は所定の手続を完了した後でなければ投資信託受益権の振替または抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- 3 第1項による変更後は、氏名、住所、個人番号等をもって、氏名、住所、個人番号等とします。

(当社の連帯保証義務)

第11条 「機構」が、「振替法」に基づき、お客様（「振替法」第11条第2項に定める加入者に限りします。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証します。

- (1) 投資信託受益権の振替手続を行った際、「機構」において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、「振替法」に定める消却義務を履行しなかったことにより生

じた投資信託受益権の超過分（投資信託受益権を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金、解約金、収益の分配金の支払いをする義務

(2) その他、「機構」において「振替法」に定める消却義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

(「機構」において取扱う投資信託受益権の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知)

第12条 「機構」において取扱う投資信託受益権のうち、当社が自ら募集または私募の取扱いを行っていない銘柄については、取扱いません。

(解約等)

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、解約の通知があったときは、直ちに販売会社への振替手続等、当社所定の手続をお取りいただきます。

- (1) 「投信総合取引約款」に基づく投信総合取引契約が解約されたとき
- (2) お客様から解約のお申し出があった場合
- (3) お客様が本約款に違反したとき
- (4) 当社が定める所定の期間、お客様の「振替決済口座」に残高がない場合
- (5) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき

2 前項による投資信託受益権の振替手続が遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの費用をお支払いいただく場合があります。

(約款の変更)

第14条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

(緊急措置)

第15条 法令の定めるところにより投資信託受益権の振替を求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は、臨機の処置を取ることができるものとします。

(免責事項)

第16条 当社は、次に掲げる場合において、お客様に生じた損害については、その責任を負いません。

- (1) 第10条第1項によるお届けの前に生じた損害
- (2) 当社が定める本人確認を行った結果、本人と相違ないものと認めて取引を行った場合で、それらの本人確認書類等について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- (3) 当社が定める本人確認ができなかったため、投資信託受益権の振替をしなかった場合に生じた損害
- (4) 災害、事変、その他の不可抗力の事由が発生し、または当社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、投資信託受益権の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- (5) 前号の事由により投資信託受益権の記録が滅失等した場合または第7条による償還金等の指定預金口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- (6) 前条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害

以上

2024年 11月13日制定

特定口座約款

(約款の趣旨)

- 第1条 本約款は、fundnote株式会社（以下、「当社」といいます。）に設定する租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座（以下「特定口座」といいます。）および租税特別措置法第37条の11の6に規定する特定口座（「源泉徴収選択届出書」があった場合の特定口座のことで以下、「源泉徴収選択口座」といいます。）における上場株式配当等受領に関する事項について定めることを目的とします。
- 2 お客様と当社の間における各サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項について、本約款に定めがない場合には、「投信総合取引約款」をはじめ「約款・規程集」の他の約款および規程、「目論見書」、租税特別措置法その他関連諸法令の定めるところによるものとします。

(特定口座の開設)

- 第2条 「特定口座開設届出書」に必要事項をご記入のうえ、租税特別措置法施行令第25条の10の3第2項に定める書類を添付して、これを当社にご提出いただくことにより、特定口座のお申込みをいただくものとします。
- 当社は、「特定口座開設届出書」を受領後、租税特別措置法施行令に定める書類にてお客様の氏名、生年月日、住所および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定するものをいいます。以下同じ。）を確認します。
- 2 当社が前項に掲げる書類の確認を終了した後、お客様と当社の間には本約款に係る契約（以下、「本契約」といいます。）が成立し、当社は、お客様の特定口座を開設するものとします。
- 3 お客様が当社に特定口座を開設される場合には、あらかじめまたは同時に当社に投信総合取引口座および振替決済口座（「投資信託受益権振替決済口座管理約款」に規定される投資信託受益権振替決済口座をいいます。以下同じ。）を開設していただくことが必要です。
- 4 特定口座は、当社に1口座のみ開設が可能です。
- 5 特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を選択される場合には、その年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡までに「特定口座源泉徴収選択届出書」を提出していただきます。また、当該「特定口座源泉徴収選択届出書」が提出された年の翌年以降における特定口座内保管上場株式等の譲渡については、お客様からその年の最初の譲渡までに源泉徴収を選択しない旨のお申し出がない限り、当該「特定口座源泉徴収選択届出書」の提出があったものとみなします。
- 6 その年において特定口座内保管上場株式等の譲渡があった場合には、当該年内に特定口座における源泉徴収の取扱いを変更することはできません。
- 7 源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けるためには、支払い確定日前の当社が定める日までに、当社所定の「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出していただきます。お客様が上記の特例を受けることをやめる場合には、支払い確定日前の当社が定める日までに、当社所定の「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」をご提出いただきます。
- 8 お客様が当社に対して「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払いが確定した日以後、お客様は、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を選択しない旨のお申し出を行うことはできません。

(特定保管勘定における保管の委託等)

第3条 上場株式等の保管の委託等は、当該保管の委託等に係る口座に設けられた特定保管勘定（当該口座に保管の委託等がされている上場株式等につき、当該保管の委託等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において行います。

(特定口座を通じた取引)

第4条 特定口座を開設されたお客様と当社との上場株式等の取引は、特にお申し出がない限り、特定保管勘定を通じて行うものとします。なお、本取引には、「自動けいぞく（累積）投資取扱い規程」に定めた「再投資」、「定期積立プラン利用約款」に定めた「定期積立プラン」も含まれます。

(所得金額等の計算)

第5条 特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る所得金額の計算ならびに源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算は、租税特別措置法その他関係法令の定めに基づき行います。

(源泉徴収)

第6条 お客様から源泉徴収を選択された「特定口座源泉徴収選択届出書」の提出があった場合には、当社は租税特別措置法、地方税法その他関係法令に基づき、特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、所得税および地方税の源泉徴収または還付を行います。

2 源泉徴収は、特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価に相当する金額の支払いをする際に行います。

3 源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定（上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。）において処理します。

(還付)

第7条 租税特別措置法、地方税法その他関係法令に基づき、前条により源泉徴収した税金について還付を行う場合には、お客様の指定の金融機関口座への振込みにより行います。

(特定口座に受け入れる上場株式等の範囲)

第8条 当社は、お客様の特定保管勘定に次に定める上場株式等のみを受け入れします。

(1) お客様が「特定口座開設届出書」をご提出いただいた後、当社で購入をお申込みのうえ、取得された投資信託受益権で、その取得後直ちに特定口座に受け入れするもの

(2) お客様が相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）または遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）により取得した投資信託受益権で、当該相続に係る被相続人または、当該遺贈に係る包括遺贈者が当社に開設していた特定口座に引き続き保管されているものであって、当社所定の方法により当社のお客様の特定口座に移管（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）されたもの

(源泉徴収選択口座で受領する上場株式等の配当などの範囲)

第9条 当社のお客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの（当社の振替口座簿に記載若しくは記録がされ、または保管の委託等がされている上場株式等（租税特別措置法第37条の1第2項に規定する上場株式等をいいます。）に係るものに限り、）のみを受け入れます。

2 当社が支払の取扱いをする前項の上場株式等の配当等のうち、当社が当該上場株式等の配当等をその支払をする者から受け取った後直ちにお客様に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。

(譲渡の方法)

第10条 特定保管勘定において保管の委託等がされている投資信託受益権の譲渡については、法令に従った当社の指定する方法により行うものとします。

(特定口座からの投資信託受益権の払出しに関する通知)

第11条 特定口座から投資信託受益権の全部または、一部の払出しがあった場合には、当社はおお客様に対し、租税特別措置法施行令の定めるところにより当該払出しの通知を書面または、電子情報処理組織（当社の使用に係るコンピューターと、お客様の使用に係るコンピューターとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。）を利用して交付する方法により行います。

(「特定口座年間取引報告書」の交付)

第12条 当社は、租税特別措置法の定めるところにより、「特定口座年間取引報告書」を作成し、翌年1月31日までに、特定口座を開設いただいたお客様に交付します。なお、租税特別措置法の定めるところにより、その年中に取引等（譲渡等および配当等の受け入れ）のなかった特定口座については、「特定口座年間取引報告書」の交付を行いません。ただし、お客様からご請求があった場合にはこの限りではありません。

また、第14条の規定により特定口座が廃止された場合には、特定口座を廃止した日の属する月の翌月末日までに「特定口座年間取引報告書」をお客様に交付します。

2 当社は「特定口座年間取引報告書」を2通作成し、1通をお客様に交付し、1通は当社の所轄の税務署に提出します。

(届出事項の変更)

第13条 特定口座の開設後に、「特定口座開設届出書」の記載事項に変更があったときには、お客様には直ちに「特定口座異動届出書」（租税特別措置法施行令第25条の10の4に規定するものをいいます。）を当社所定の方法によりご提出いただくものとします。また、その変更がお客様の氏名、住所、個人番号に係るものである場合には、租税特別措置法施行令第25条の10の3第2項に定める確認書類を確認させていただきます。

2 お客様が「特定口座源泉徴収選択届出書」をご提出いただいている場合であって、当該届出書において選択いただいた源泉徴収の実施の有無につき変更を希望される場合には、当社に改めて「特定口座源泉徴収選択届出書」（以下、「変更書面」といいます。）を当社所定の受付締切日までにご提出いただくものとします。なお、受付締切日以降に当社が受領した変更書面による変更は、当該受付締切日が属する年の翌年から実施するものとします。

(特定口座の廃止)

第14条 本契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約され、当該解約に伴いお客様の特定口座は廃止されるものとします。

- (1) お客様が当社に対して「特定口座廃止届出書」（租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に規定するものをいいます。以下同じ。）を提出されたとき
- (2) お客様が、海外転勤等により出国され、居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないことになったとき。この場合、お客様から当社に、租税特別措置法施行令第25条の10の5第1項に基づき「特定口座廃止届出書」が提出されたものとみなされ、同施行令第25条の10の7第2項の規定が適用されます。
- (3) 「特定口座開設者死亡届出書」（租税特別措置法施行令第25条の10の8に規定するものをいいます。）の提出があり、相続または遺贈手続が完了したとき
- (4) お客様と当社との間で締結された「投信総合取引約款」に基づく投信総合取引契約が解約されたとき
- (5) やむを得ない事由により当社が解約を申し出たとき

(出国口座)

第15条 前条第2号に該当することとなるお客様が、出国前に当社に開設されている特定口座にかかる特定口座内保管上場株式等のすべてにつき、出国後引き続き当社に開設されている口座（「出国口座」といいます。）に係る振替口座簿に記載または記録され、かつ帰国後に再び当社に開設される特定口座に係る振替口座簿に記載または記録されようとするときは、租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項に定める要件を満たす場合に限り、帰国後に当社に再び開設される特定口座に当該上場株式等を振替することができます。

(免責事項)

第16条 当社の責任に帰すべきでない事由により、特定口座に係る税制上の取扱い、または本約款の変更等に関しお客様に生じた損害については、当社はその責任を負いません。

(本約款の適用)

第17条 特定口座に係る取扱いには、関係法令および本約款のほか、「投信総合取引約款」他当社約款・規程が適用されます。ただし、「投信総合取引約款」他当社約款・規程と本約款とで相違が生じる場合には、本約款が優先して適用されます。

以上

2024年 11月13日制定

電子交付サービス利用規程

(規程の趣旨)

第1条 本規程は、fundnote株式会社（以下、「当社」といいます。）が、第4条で規定する書面（以下、「対象書面」といいます。）について、書面による交付に替えて、「対象書面」に記載すべき事項（以下、「記載事項」といいます。）を電子情報処理組織（当社の使用に係るコンピューターと、お客様の使用に係るコンピューターとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。）を利用して交付する方法（以下、「電磁的方法」といいます。）により、お客様に提供する当社の電子交付サービス等（以下、「当サービス」といいます。）の内容や当社とお客様との権利義務関係に関する事項を明確にすることを目的とするものです。

(「当サービス」の利用)

第2条 お客様から、当社所定の方法により「当サービス」をお申込みいただき、かつ、当社が承諾することにより、「当サービス」のご利用に関するお客様と当社との間の契約（以下、「当契約」といいます。）は成立し、お客様は、本規程に基づいて「当サービス」をご利用になることができます。

(お申込み)

第3条 お客様に投信総合取引口座のお申込みをいただく際に、本規程にご同意のうえ、「当サービス」のお申込みをいただいたものとします。

(「対象書面」)

第4条 当社が電子交付する書面は以下に掲げるものとします。

- (1) 取引報告書
- (2) 取引残高報告書
- (3) トータルリターン通知
- (4) 投資信託説明書（交付目論見書）
- (5) 交付運用報告書
- (6) その他当社が定めるもの

(「当サービス」の内容確認)

第5条 第2条に基づき、当契約が成立することにより、お客様はホームページ等において、「対象書面」が閲覧可能となった旨、当社から電子メールにより通知を受けることができるほか、当社が「対象書面」を追加した場合において、「当サービス」のお申込み状況、「記載事項」に係る「当サービス」の履歴を確認することができます。

(「当サービス」による提供方法)

第6条 「当サービス」は、「直販投信サービス」で「記載事項」を提供することにより行います。

2 前項の提供は、PDFファイルにより行うため、お客様は、当社が提供するPDFファイルを閲覧可能なPDFソフトを

使用し、閲覧するものとします。

- 3 「当サービス」により提供する「記載事項」は、当該「記載事項」が閲覧可能となった日から5年間閲覧できます。
- 4 「当サービス」は、お客様の使用に係るコンピューターのダウンロードおよびプリンターによる紙媒体での出力が可能な状態で行います。

(書面による例外交付)

第7条 当契約が成立した後、法令の変更、監督官庁の指示または当社が必要と認める場合、「記載事項」を「当サービス」によらず、書面により交付する場合があります。この場合、「当サービス」は行いません。

(当契約の解約)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合、当契約は解約されるものとし、以後、交付すべき「対象書面」は、書面による交付に切り換えるものとします。

- (1) お客様から当社所定の手続により、「当サービス」の利用中止のお申し出をお受けしたとき
- (2) 「投信総合取引約款」に基づく投信総合取引口座が解約されたとき
- (3) お客様に「当サービス」をご利用いただくことが不相当と、当社が判断したとき
- (4) その他やむを得ない事由により、当社が「当サービス」を中止するとき

(「当サービス」の方法の変更)

第9条 当社はお客様にあらかじめ通知することなく、法令に反しない範囲で「当サービス」の方法を変更することがあります。

- 2 当社は、前項に定める変更により生じたお客様の損害については、その責任を負わないものとします。

(「当サービス」の停止)

第10条 当社は、電子情報処理組織の緊急点検の必要性その他の合理的理由に基づき、お客様にあらかじめ通知することなく、「当サービス」の全部または一部のサービスを停止することがあります。

- 2 前項に定める「当サービス」の停止の範囲および期間は、当社が定めるものとします。
- 3 「当サービス」を停止した場合には、停止以降、「当サービス」に係る「対象書面」は、書面により交付するものとします。
- 4 「当サービス」の停止により生じたお客様の損害については、当社に故意または重大な過失のない限り、その責任を負わないものとします。

(届出事項の変更)

第11条 お客様は、「当サービス」の利用に係る申込書等に記載された事項に変更がある場合には、当社所定の手続によって、当社に直ちにお届けいただくものとします。また、当該変更のお届け前および当該変更に関連して生じた損害について、当社は、その責任を負わないものとします。

(その他の約款、規程等の適用)

第12条 お客様と当社の間における各サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項について、本約款に定めがない場合には、「投信総合取引約款」をはじめ「約款・規程集」の他の約款および規程、「目論見書」、関連諸法令の定めるところによるものとします。

(免責事項)

第13条 当社は、次の各号に該当した場合にお客様に生じた損害については、その責任を負いません。ただし、下記第1号から第5号までの事項について、当社の故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。

- (1) 第9条に定める「当サービス」の方法の変更
- (2) 第10条に定める「当サービス」の停止
- (3) 通信回線、通信機器、アクセスプロバイダー、閲覧ソフト、コンピューターシステムおよび機器等の障害等による情報伝達の遅延、不能等
- (4) 「当サービス」で提供する情報の遅延、中断、停滞、誤謬および欠陥
- (5) コンピューターウイルスや第三者による妨害、侵入、情報改変等による障害の発生
- (6) お客様が本規程または「投信総合取引約款」等に反したことにより生じた損害

以上

2024年11月13日制定

直販投信サービス取扱い規程

(規程の趣旨)

- 第1条 本規程は、fundnote株式会社（以下、「当社」といいます。）がインターネットを通じて提供する「直販投信サービス」（以下、「当サービス」といいます。）を利用されるにあたって、当社とお客様との権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。
- 2 「当サービス」に係る取扱いについては、本規程に定めがない場合には、「投信総合取引約款」をはじめ「約款・規程集」の他の約款および規程（以下、「投信総合取引約款等」といいます。）「目論見書」により取扱います。

【当サービス】の内容

- 第2条 「当サービス」において、お客様は、当社所定の投信総合取引口座について、投資信託の購入・解約の注文、取引履歴の照会等を行うことができます。

(自己責任の原則)

- 第3条 「当サービス」の利用にあたって、お客様は、本規程および「投信総合取引約款等」、該当の投資信託にかかる投資信託説明書（交付目論見書）の内容を十分に理解し、自らの責任と判断において行うものとします。

【当サービス】の利用

- 第4条 「当サービス」は、お客様が、次の各号に掲げる条件をすべて満たしている場合に限りご利用いただけます。
- (1) 個人のお客様であること
 - (2) 当社において、投信総合取引口座および投資信託受益権振替決済口座を開設していること
 - (3) お客様ご本人（家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された際の成年後見人（以下、「後見人」といいます。）の利用であること
 - (4) お客様がインターネットを利用できる環境にあること
- 2 前項にかかわらず、当社が取引を継続することが望ましくないと判断した場合は「当サービス」をご利用いただけません。

(取引の名義等)

- 第5条 「当サービス」の利用にあたっては、お客様が当社にお届けいただいた住所、氏名、振込先指定口座を使用するものとします。

(本人確認等)

第6条 「当サービス」においては、当社に登録されている「口座番号」、「ログインパスワード」、「執行パスワード」

(以下、「パスワード等」といいます。)との一致の確認、その他当社が定める方法により本人確認を行います。なお、「パスワード等」およびその他の本人確認方法、設定方法等は当社が定めるものとし、必要とする場合、変更することができるものとします。

- 2 当社が前項に従いお客様の本人確認ができた場合、当該入力をされたお客様を正当なる利用者として「当サービス」の取扱いを行うものとします。
- 3 お客様は、取引の安全性を確保するために、「パスワード等」を当社所定の方法により適宜変更するものとします。
- 4 お客様が「パスワード等」を指定する場合は、生年月日や電話番号等、他人に推測されやすい番号は避けるとともに、お客様の責任において厳重に管理するものとします。他人への開示または他人からの盗み見、他人に推測されやすい番号のご使用等のお客様の管理の不十分さによる「パスワード等」の漏洩、不正使用にかかる損害については、当社は一切その責任を負いません。
- 5 お客様が、当社が定める回数以上、連続して「パスワード等」の入力間違いをした場合、当該「パスワード等」は一時利用不可能となります。ただし、利用不可能となるまでに当社が受け付けた手続は有効に存続するものとします。ご利用を再開される場合は、当社所定の手続に従うものとします。
- 6 お客様が「パスワード等」を忘れた場合等は、当社所定の手続に従い「パスワード等」の再設定を行うものとします。

(利用時間)

第7条 お客様がご利用いただける「当サービス」の利用時間は、当社所定の時間内とします。

- 2 前項にかかわらず、システム等の障害、補修等によって、当社は予告なく「当サービス」の一部または全部の提供を一時停止または中止することがあります。その場合、当社のホームページへの掲載等、当社所定の方法によりお客様に通知します。

(取扱い投資信託)

第8条 「当サービス」における取扱い投資信託は、当社が定める投資信託とします。

(注文等の受付)

第9条 「当サービス」のご利用は、当社が運営する投信直販用のインターネットサイトにログインのうえ、お客様ご本人(後見人も含みます。)で、画面の指示に従って注文等入力をしていただきます。なお、第10条に定める制限を超える場合、原則入力は受け付けないものとします。

- 2 注文等の受付については、お客様が注文等を入力され、投資信託毎に定められた時間までに当社に到達したものをもって有効とします。
- 3 当社は、お客様の注文等の内容が、次の各号いずれかに該当する場合、原則として当該注文は受け付けません。
 - (1) お客様の注文等が、法令諸規則および本規程、「投信総合取引約款等」、または当該注文投資信託の投資信託説明書(交付目論見書)その他の書類に定める事項のいずれかに反している場合
 - (2) 購入にかかる注文において、あらかじめお客様から届けていただいた事項等に基づき、当該注文を受け付けるべきではないと当社が判断した場合
 - (3) その他、法令や取引の健全性に照らし、注文等を受け付けることが適当でないと当社が判断した場合

(注文数量・金額の制限)

第10条 お客様が「当サービス」を利用して行える購入にかかる注文の数量または金額および金額変更にかかる金額の限度は当社が定める範囲内とします。

- 2 お客様が、「当サービス」を利用して行える解約にかかる注文の数量または金額の限度は、お客様の預り残高として当社の振替決済口座に記載または記録されている数量の範囲内とします。
- 3 お客様が「当サービス」を利用して行うことができる同一投資信託における注文等の1日あたりの合計件数は、当社が別に定める件数とします。
- 4 第1項ないし前項の規定にかかわらず、当社はお客様に事前に通知することなく、注文等の限度額等を変更することがあります。その場合、当社のホームページへの掲載等、当社所定の方法によりお客様に通知します。

(注文内容の疑義)

- 第11条 「当サービス」の利用にかかる注文等の内容について、お客様と当社の間で疑義が生じた場合には、お客様の「当サービス」利用時のデータの記録内容をもって確認させていただきます。
- 2 「当サービス」の利用にかかる注文等の内容について、当社が必要と判断した場合、お客様へ確認のご連絡を行わせていただきます。

(「当サービス」の変更等)

第12条 当社は、お客様に提供する「当サービス」の内容を変更・中止または廃止することがあります。その場合、その実施時期等については当社のホームページへの掲載等、当社所定の方法によりお客様に通知します。

(「当サービス」の解約等)

第13条 次の各号いずれかに該当する場合、「当サービス」は解約されます。

- (1) 「投信総合取引約款」に基づく投信総合取引口座が解約されたとき
- (2) お客様から当社所定の手続により、「当サービス」の解約のお申し出をお受けしたとき
- (3) お客様が、第4条第2項に定める事項に該当すると当社が判断したとき
- (4) お客様が、法令諸規則または本規程、若しくは「投信総合取引約款等」に違反したとき
- (5) その他やむを得ない事由により、当社が「当サービス」の解約を申し出たとき

(情報利用の制限)

第14条 お客様は、「当サービス」の利用により、当社から提供を受ける情報について、お客様自身が行う投資判断の情報としてのみ使用するものとし、次の各号に規定する行為は行わないものとします。

- (1) 「当サービス」の営利目的での利用
 - (2) 「当サービス」より提供する情報の加工および再利用
 - (3) お客様の「パスワード等」を第三者に開示し、またはその利用に供する行為
 - (4) 「当サービス」より提供する情報をお客様以外の第三者に漏洩、または第三者と共同利用する行為
- 2 当社または「当サービス」における情報提供者が、前項に反する使用があったものと判断した場合、当社は「当サービス」の提供を中止、制限または変更することがあります。

(免責事項)

第15条 当社は、次の各号に掲げる損害については、その責任を負いません。ただし、下記第1号から第9号までの各事項について、当社の故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。

- (1) お客様の「パスワード等」の漏洩、盗用または不正使用
- (2) お客様自身で入力したか否かにかかわらず、第6条の規定により本人確認を行った注文等
- (3) 第7条第2項に定める「当サービス」の一時停止または中止
- (4) お客様が正確な数字入力または操作を行ったか否かにかかわらず、第9条の規定により確定した注文等
- (5) 第12条に定める「当サービス」の内容の変更・中止または廃止
- (6) 通信回線、通信機器、アクセスプロバイダー、閲覧ソフト、コンピューターシステムおよび機器等の障害等による情報伝達の遅延、不能、誤作動、未執行等

- (7) 「当サービス」で提供する情報の遅延、中断、停滞、誤謬および欠陥
- (8) コンピューターウイルスや第三者による妨害、侵入、情報改変等による障害の発生
- (9) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖その他不可抗力と認められる事由により、注文等の執行等の「当サービス」による取引が遅延し、または不能となった場合
- (10) 前条第2項に定める「当サービス」の提供の中止、制限ないしは変更
- (11) お客様が本規程または「投信総合取引約款等」に反した取引を行ったことにより生じた損害

以上

2024年11月13日制定

金銭の振込先の指定についての規程

(「金銭の振込先の指定」)

第1条 本規程は、お客様とfundnote株式会社（以下、「当社」といいます。）との間の、金銭の振込先の指定に関する取決めです。

- 2 「金銭の振込先の指定」とは、お客様に帰する投資信託の「解約代金」等、当社がお客様にお支払いする金銭（以下、本規程において「金銭」といいます。）をお客様からあらかじめ指定いただいた「振込先指定口座」に振り込む方法をいいます。
- 3 お客様と当社の間における各サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項について、本規程に定めがない場合には、「投信総合取引約款」をはじめ「約款・規程集」の他の約款および規程、「目論見書」、関連諸法令の定めるところによるものとします。

(「振込先指定口座」の名義)

第2条 「振込先指定口座」の名義は、当社におけるお客様の「投信総合取引口座」の名義と同一としていただきます。

(お申込み)

第3条 お客様には、「投信総合取引約款」に定める「金銭の振込先の指定申込書」によりお申込みをいただき、「振込先指定口座」のお届けをいただきます。なお、「振込先指定口座」は国内金融機関の邦貨口座のみとさせていただきます。

(「振込先指定口座」の変更)

第4条 「振込先指定口座」を変更されるときは、当社所定の手続によってお届けいただきます。

(「金銭の振込先の指定」のご解約)

第5条 「金銭の振込先の指定」は、投信総合取引口座の解約が行われた場合に解約します。（事務取扱手数料）

第6条 お客様の「振込先指定口座」への振込にあたり、当社が定めるところに基づき、お客様に事務取扱手数料をご負担いただくことがあります。

(免責事項)

第7条 当社の責任に帰すべきでない事由により、「金銭の振込先の指定」に係る取扱い、または本規程の変更等に関しお客様に生じた損害については、当社はその責任を負いません。

以上

2024年11月13日制定

MEMO

MEMO

FUNDNOTE

fundnote.co.jp